

平成17年（行ウ）第157号、第184号乃至第191号 国籍確認請求事件

2006年1月17日

原告準備書面 4

原 告

外8名

被 告 国

東京地方裁判所 民事第38部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 張 學 鍊

弁 護 士 金 竜 介

弁 護 士 西 田 美 樹

弁 護 士 濱 野 泰 嘉

弁 護 士 細 田 は づ き

弁 護 士 山 口 元 一

言 己

一口頭による国籍取得届出の存在（原告[]及び原告[]）一

1 口頭による有効な国籍取得届出行為が可能であること

- (1) 国籍法3条1項は国籍取得届の手續について、「法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。」と規定し、届出の方式について法律による限定はない。従って法定の要件を満たし、かつ届出の意思が確定的に表示されているならば、口頭による届出行為も法律上有効かつ適法に行うことが可能である。そして口頭による届出において届出要件すべての充足を書面によって証明させるのは背理であるから、届出行為の本質的事項、すなわち届出の内容ないし目的（本件で言えば国籍の取得）及び届出人の特定が本人の申告若しくは提示書類で確認できれば、口頭による届出は有効に成立するものというべきである（そのときに確認し得ないその余の要件は後日の追完によることで足りる）。
- (2) また、書面によらない、口頭での届出行為を適法なものとして被告国が自ら認めた先例も存在する。

フィリピン人女性と日本人男性の間の子について、その出生前に日本人男性が胎児認知届をしようとしたが書類の不備を理由に届出の受理を拒否され日本国籍を取得できなかったため、出生後の1993年4月に日本国籍の確認を求めて広島地方裁判所に提訴した事件で、1996年11月18日、国は子の出生前に日本人男性による口頭での胎児認知届があったことを認め、国籍法2条1号による国籍取得を認めた（甲13号証「国籍法における婚外子の平等処遇」第1項第2段落及び注(1)、甲14号証1996年11月19日付朝日新聞朝刊広島版）。なお、法律上は認知届は届出書の提出によって行う旨明定されている（民法781条、戸籍法60条）。

このように、被告国は法律上その方式が明定されている届出についてさえ口頭による届出が有効に行いうることを認めているのであり、届出行為の方式が法律上限定されていない国籍取得届について口頭で行いうることは法律上明らかである。

よって、原告[]及び原告[]については、口頭による国籍取得届出行為があったか否かが問題となる。

- 2 原告[]及び原告[]について口頭による国籍取得届出行為の存在
- (2) 原告[]は、2005年[]に親権者母である[]（以下「[]」という）及び原告訴訟代理人である金竜介弁護士とともに、千葉地方法務局館山支局を訪れ、対応した同支局長に対し、日本人父である[]から認知を受けたことに基づき国籍取得届を行う旨を告げるとも

に、届出書及び必要書類（■■■■■■の外国人登録原票記載事項証明書、■■■■■■
■■■■■■の外国人登録原票記載事項証明書、■■■■■■の認知が記載された■■■■■■の戸
籍謄本・改正原戸籍謄本、■■■■■■の出生証明書及びその翻訳文）を提示した。

これに対し同支局長は、■■■■■■らの上記届出の意思の内容を了解し、かつ提
示書類によって■■■■■■の人定及び■■■■■■から認知された事実を確認した上で、
両親の婚姻が成立していないことを理由に届出書の受領を拒否した。これに対し■■
■■■■■■らは不受理証明書の交付を求めたが、同支局長はこれも拒否した。但し後
日の確認のために■■■■■■らが持参した国籍取得届出書をコピーし受領した（甲
イ 3 号証報告書及び添付の書類）。

- (3) 原告■■■■■■は、2005年■■■■■■に親権者母である■■■■■■
■■■■■■（以下「■■■■■■」という）及び原告訴訟代理人である西
田美樹弁護士とともに、国籍取得届のための必要書類（■■■■■■の外国人登録原
票記載事項証明書、■■■■■■の外国人登録原票記載事項証明書、■■■■■■の
認知が記載された■■■■■■の戸籍謄本、■■■■■■の出生証明書及び翻訳文）を持参
して埼玉地方法務局越谷支局を訪れ、対応した職員に対し、上記書類を示して日本
人父である■■■■■■から認知を受けたことに基づき国籍取得届を行う旨を告げた。
当職及びと■■■■■■（以下「■■■■■■」という）とが、埼玉地方
法務局越谷支局に赴いた。

これに対し対応した職員は、■■■■■■らの上記届出の意思の内容を了解し、か
つ提示書類によって■■■■■■の人定及び■■■■■■から認知された事実を確認した上
で、両親の婚姻が成立していないことを理由に届出書の受領を拒否した。これに対
し■■■■■■らは不受理証明書の交付を求めたが、担当職員はこれも拒否した（甲
ハ 3 号証報告書）。

- (4) 以上の通り、原告■■■■■■及び原告■■■■■■はいずれも、日本人父の認知を
理由とする国籍取得届を口頭で行ったものである。このことは、両原告が外国人登
録原票記載事項証明書・戸籍謄本・出生証明書など必要書類一式を事前に準備し当
日持参・提示していること（英語の書類については翻訳文を添付していること。な
おこれらの必要書類は事前に法務局に確認の上準備したものである）、両原告が代
理人弁護士を同行したこと、不受理証明書の交付を要求していること、等からも明
らかである。

また、上記各法務局職員が、上記各原告の口頭による国籍取得届での意思を認識理解したことも上記の事実関係から明らかである。

よって、原告■■■■■及び原告■■■■■について、口頭による適法有効な国籍取得届行為がなされたことは明らかである。

- (5) なお、仮に口頭での国籍取得届出行為が法律上有効に行いうるとしても本件上記2件はいずれも届出に伴い必要な書類の提出がなされていないのでやはり届出行為の有効性は認められない、との反論があり得る。

しかしながら届出行為についてはその意思が明確であり届出の理由も本人の説明内容から確認でき、合理的期間内に必要書類の追完が期待できる場合には、これを直ちに不適法として排斥するべきではない。ことに本件においては上記原告らは必要書類を整えて持参し実際に提示したにもかかわらず対応した職員がその受領を拒否したため提出できなかったのであるから、不提出による不利益を原告ら側に課すことは極めて不当である。したがって必要書類の不提出を理由に有効な届出行為の存在を否定することは許されない。

以 上

